

京都府教育委員会では、京都府内に在住する非課税世帯及び生活保護（生業扶助受給）世帯、又は家計が急変した世帯の保護者等に対し、高等学校等における授業料以外の教育費の負担を軽減するため、給付金を支給しています。

チラシ及びお知らせを確認のうえ申請を希望される場合は、申請書類を事務室まで取りに来てください。お渡しする提出書類チェックリストを参考に、必要書類を期日までに事務室に提出してください。

【通常申請】 [チラシ](#) [お知らせ](#) [対象確認シート](#)

【家計急変】 [チラシ](#) [お知らせ](#) [対象確認シート](#)

※ 非課税世帯・生活保護（生業扶助受給）世帯の方は「通常申請」

令和7年1月以降に家計が急変した世帯の方は「家計急変」を確認してください。

【通常申請】

1 対象者（令和7年7月1日現在、以下の5点全てに該当する者）

- （1）保護者等（親権者全員）の令和7年度道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が非課税又は生活保護（生業扶助）受給世帯であること。
- （2）保護者等（親権者全員）が、京都府内に在住であること。
- （3）生徒が、高等学校等就学支援金又は学び直し支援金の対象者であること。
- （4）生徒に児童福祉法による見学旅行費又は特別育成費が措置されていないこと。
- （5）生徒が、通算4回以上、奨学のための給付金を受給していないこと。

ただし、定時制、通信制の高等学校等に通う学び直し支援金受給者については、最大2回まで追加可。

2 給付金額（年額）

- （1）生活保護（生業扶助）受給世帯
32,300円（令和7年度早期給付申請済の場合：24,225円）
- （2）非課税世帯
143,700円（令和7年度早期給付申請済の場合：107,775円）

3 申請書類提出期限

令和7年7月18日（金）

4 その他

京都府の他の奨学金を受給されている場合、支給額が調整されるものがあります。制度の詳細については、チラシ及びお知らせを御確認ください。

【家計急変】

1 対象者（基準日（※1）現在、以下の5点全てに該当する者）

- （1）保護者等（全員又は一方）に令和7年度道府県民税所得割額及び市町村民税所得割が課税されていたが、令和7年度道府県民税所得割額及び市町村民税所得割が課税された保護者等に家計急変（失業等。ただし定年退職は対象外）が発生し、家計急変後の保護者等（親権者全員）の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が非課税に相当すると認められる世帯であること。（※2）
- （2）保護者等（親権者全員）が、京都府内に在住であること。
- （3）生徒が、高等学校等就学支援金又は学び直し支援金の対象者であること。
- （4）生徒に児童福祉法による見学旅行費又は特別育成費が措置されていないこと。
- （5）生徒が、通算4回以上、奨学のための給付金を受給していないこと。

ただし、定時制、通信制の高等学校等に通う学び直し支援金受給者については、最大2回まで追加可。

※1 基準日

7月1日までに家計急変が発生した場合、7月1日

7月2日以降に家計急変が発生した場合、家計急変発生日等

（令和6年12月31日以前の家計急変は対象になりません）

- #### ※2 保護者等の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が非課税に相当すると認められる世帯の例については、チラシ及びお知らせを確認してください。

2 家計急変の確認について

家計急変発生後1年間の保護者等（親権者全員）の年間収入を推計し、1（1）に該当する世帯であることを確認します。

2 給付金額（年額）

- （1）非課税世帯

143,700円

3 申請期限

令和7年7月18日（金）

※申請期限後に家計が急変した場合は、事務室に御相談ください。

4 その他

京都府の他の奨学金を受給されている場合、支給額が調整されるものがあります。制度の詳細については、チラシ及びお知らせを御確認ください。

【災害等により制服の再購入が必要となった場合の給付額の加算】

令和7年度より、災害等（火災・地震・豪雨等）により制服が喪失・毀損し、再度購入が必要となった世帯に対し、奨学のための給付金の給付額を加算する制度が新設されました。

対象となる可能性のある方については、個別に対応させていただきますので、事務室へ御相談ください。

【制服の喪失等による加算】 [チラシ](#) [給付額加算 Q&A](#)

1 対象となる可能性のある世帯

- （１）着用を義務付けられている制服が災害等により喪失・毀損し、再度、制服の購入が必要である生徒のいる世帯。
- （２）上記に該当し、奨学のための給付金を行ったか、これから行う世帯。ただし、非課税世帯に限る。（家計急変世帯を含む）

2 申出期間

令和8年1月30日（金）

※対象となる可能性がある場合、随時事務室へ御相談ください。